令和6年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ　井原市

井原市住民税非課税世帯臨時特別給付金（3万円/1世帯）及びこども加算（2万円/児童1人）のご案内

●住民税非課税世帯臨時特別給付金は、令和６年度住民税非課税世帯を支援する給付金です。
●こども加算は、住民税非課税世帯臨時特別給付金の対象世帯の世帯員となっている１８歳以下の児童を支援する加算金です。

給付金の支給額

●住民税非課税世帯臨時特別給付金 ： １世帯あたり **3** 万円
●こども加算 ： 児童１人あたり **2** 万円

支給対象と申請の有無

- 世帯全員の令和６年度住民税均等割が非課税の世帯
- 基準日（令和6年12月13日）時点で井原市に住民登録がある世帯

支給対象①	井原市において口座情報を把握している世帯	井原市から支給通知書が届きます 手続きは不要です 記載された口座に振り込みます
支給対象②	井原市において口座情報を把握していない世帯	井原市から確認書が届きます **要返送** ※必要事項を記入 **返送期限：令和７年３月３１日 (月) 必着** **詳しくは裏面【１】へ**
支給対象③	・令和６年１月２日以降に井原市に転入した方がいる世帯 ・基準日以降に申告で非課税になった世帯 ・基準日の翌日以降に出生した子ども　など	**申請が必要です** **申請期限：令和７年３月３１日 (月) 必着** 提出方法：窓口に直接または郵送で提出 受付窓口：井原市役所 福祉課 **詳しくは裏面【２】へ**

支給時期、支給手続きや支給要件は裏面をご確認ください

給付金の支給時期

支給対象①　　支給通知書に記載された日
支給対象②,③ 井原市が確認書（申請書）を受理した日から１ヵ月後が目安です

給付金の支給手続き

【１】 支給対象② 井原市において口座情報を把握していない世帯

● 対象となる世帯には、井原市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認（記載）して、**返送してください。**

【確認事項】
① 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
② 国外からの入国者で租税条約に基づき課税を免除された者はいないこと
③ 他自治体で同様の給付金を受けていないこと
④ 住民税が課税となる所得があるのに未申告ではないこと

【２】 支給対象③ 令和６年１月２日以降に転入した方がいる世帯
基準日以降に申告で非課税になった世帯
基準日の翌日以降に出生した子ども　　など

● 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に受付窓口に、直接または郵送でご提出ください。
申請書は、井原市役所福祉課で交付します。また、井原市ホームページからダウンロードすることができます。
● 課税証明書等の課税状況のわかる書類が必要になる場合があります。

※　支給要件など

・住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は支給対象ではありません。
・住民税が課税となる所得があるのに未申告の方がいる場合は支給対象ではありません。
・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は支給対象ではありません。
・確認書または申請書の不備があり、確認したにもかかわらず補正されず支給できなかった場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
・給付金の支給後、記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。
・DV等を理由に他の市区町村から住民票を移さずに井原市にお住まいの方は受給できる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

井原市役所　福祉課　生活福祉係
〒715-8601　井原市井原町311番地1
TEL：0866-62-9526　受付時間：平日8:30～17:15